平成２５年（フ）第２０６号
盛岡市材木町３番８―105号、旧住所盛岡市緑が丘４丁目14番23号　コーポ鈴木101号
債務者　大高　貞道
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２３１号
盛岡市みたけ６丁目３番６号　パレスつかさⅡ103号、旧住所盛岡市山岸３丁目７番30号
債務者　舘野　　藍
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４６号
京都府亀岡市大井町並河坂井49番地20
債務者　山口　美香（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第４２５号
大阪府岸和田市春木泉町１番７―401号
債務者　古家　　毅（旧姓厨子）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４３５号
大阪府泉大津市寿町９番18号フローラルヴィラ条南106
債務者　齊藤　克己
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４３８号
大阪府貝塚市水間271番地、前住所大阪府箕面市牧落３丁目２番35号
債務者　出嶋　智美
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４４２号
大阪府泉大津市東雲町11―６―102、住民票上の住所大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地府営住宅６―302号
債務者　丸山　敏明
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４４８号
大阪府岸和田市春木旭町９番17号ヴェルナール春木102号
債務者　山川　哲憲
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３０１号
奈良県大和郡山市筒井町721番地２　福寿荘３号室
債務者　鷲尾工務店こと　鷲尾　隆光
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３０３号
奈良市奈良阪町1874番地
債務者　脇阪　仁士（旧姓覺前）
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３１０号
奈良市法蓮町1000番地の15
債務者　平田　一彰
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３２１号
奈良市中登美ケ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｃ２―101号
債務者　吉川　政男
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２３３号
香川県小豆郡小豆島町福田甲1196番地20
債務者　丸川　博子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５号
福岡県大牟田市平原町307番地１
債務者　濵本　優子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第５４号
福岡県大牟田市新栄町20番地９　シモガワアパート３Ｆ３号
債務者　龍　　和弘（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第５５９号
熊本市中央区本荘２丁目９番６号　アップルハウス本荘201、前住所東京都江東区亀戸８丁目25番６―103号
債務者　酒井　博和
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５６３号
熊本市中央区本山４丁目７番39号　英荘東102
債務者　興梠江利子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係